

非開示部分一覧

(別紙)

(注) 行数は、原則文字あるいは数字が記載された行を上から下に数えたものであり、各頁柱の【平成27年6月8日改訂】及びページ番号は数えていない。また、見出しをもって箇所を示す場合は、見出しは行数に数えていない。文字数は、当該行に記載されている文字を左から右に数えたものであり、句読点、かっここの表記も1文字として数えている。

番号	非開示部分	根 拠	理 由
1	81ページ 目次中第3章 4並びに第4章 5及び6並びに第6章 2及び3の見出し部分	東京都情報公開条例第7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		東京都情報公開条例第7条4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		東京都情報公開条例第7条6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
2	82ページ 目次中第8章 4並びに第10章 8の見出し部分	東京都情報公開条例第7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		東京都情報公開条例第7条4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		東京都情報公開条例第7条6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
3	83ページ 目次中第16章 1及び2並びに第17章 11の見出し部分、別添資料5の資料名	東京都情報公開条例第7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		東京都情報公開条例第7条4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		東京都情報公開条例第7条6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
4	87ページ (口)6行目から20行目まで	東京都情報公開条例第7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		東京都情報公開条例第7条4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		東京都情報公開条例第7条6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
5	88ページ (イ)の本文	東京都情報公開条例第7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		東京都情報公開条例第7条4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		東京都情報公開条例第7条6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
6	89ページ (二)の本文1行目から最終行まで及び90ページから94ページまでの改訂年月日を除く全て	東京都情報公開条例第7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		東京都情報公開条例第7条6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

番号	非開示部分	根 拠	理 由
7	95ページ 3(1)の2行目 36文字目から4行目まで	東京都情報公開条例第7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		東京都情報公開条例第7条4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		東京都情報公開条例第7条6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
8	97ページ (3)の本文並びに(イ)及び(二)の本文	東京都情報公開条例第7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		東京都情報公開条例第7条6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
9	98ページ (b)②の下3行 及び99ページ 1行目から9行目まで	東京都情報公開条例第7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		東京都情報公開条例第7条4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		東京都情報公開条例第7条6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
10	99ページ(3)(口)の本文	東京都情報公開条例第7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		東京都情報公開条例第7条4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		東京都情報公開条例第7条6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
11	100ページ 4の見出し及び本文	東京都情報公開条例第7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		東京都情報公開条例第7条4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		東京都情報公開条例第7条6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
12	101ページ (2)の本文	東京都情報公開条例第7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		東京都情報公開条例第7条4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		東京都情報公開条例第7条6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
13	101ページ (6)の見出し及び本文	東京都情報公開条例第7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		東京都情報公開条例第7条6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

番号	非開示部分	根 拠	理 由
14	102ページ 5及び6の見出し及び本文	東京都情報公開条例第7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		東京都情報公開条例第7条4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		東京都情報公開条例第7条6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
15	103ページ 2(2)(イ)の注書き3行目10文字目以降の部分	東京都情報公開条例第7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		東京都情報公開条例第7条4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		東京都情報公開条例第7条6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
16	104ページ (二)(b)(ii)の下2行並びに第6章2の見出しから105ページの最終行まで（改訂年月日を除く）及び106ページ1行目から14行目まで	東京都情報公開条例第7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		東京都情報公開条例第7条4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		東京都情報公開条例第7条6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
17	107ページ (2)(イ)(a)の5行目12文字目から8行目27文字目まで及び(b)の本文	東京都情報公開条例第7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		東京都情報公開条例第7条6号	旅券の発給申請に係る対応及び内部手続に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
18	108ページから109の1ページまで(5)の本文及び(6)9行目から12行目まで、16行目7文字目から18行目まで	東京都情報公開条例第7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		東京都情報公開条例第7条4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		東京都情報公開条例第7条6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
19	109の1ページ(8)の本文	東京都情報公開条例第7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		東京都情報公開条例第7条4号	旅券の発給申請に係る内部手続に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		東京都情報公開条例第7条6号	旅券の発給申請に係る内部手続に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
20	110ページから111ページ2(2)4行目14文字目から2の最終行まで((参考)から(7)2行目33文字目までを除く)	東京都情報公開条例第7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		東京都情報公開条例第7条4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		東京都情報公開条例第7条6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

番号	非開示部分	根 拠	理 由
21	112ページ (2)(イ) 2行目20文字目から4行目14文字目まで、(3)(イ) 2行目28文字目から3行目まで及び113ページ(ハ)1行目32文字目から3行目25文字目まで	東京都情報公開条例第7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		東京都情報公開条例第7条4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		東京都情報公開条例第7条6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
22	113ページ (7)見出し、本文及び114ページの改訂年月日を除く全て	東京都情報公開条例第7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		東京都情報公開条例第7条4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		東京都情報公開条例第7条6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
23	117ページ 2の本文3行目18文字目から6行目まで	東京都情報公開条例第7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		東京都情報公開条例第7条4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		東京都情報公開条例第7条6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
24	119ページ (ハ) (a) の3行目7文字目から17文字目まで及び(b)の3行目17文字目から4行目31文字目まで	東京都情報公開条例第7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		東京都情報公開条例第7条4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		東京都情報公開条例第7条6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
25	127ページから128ページ 8の見出し及び本文	東京都情報公開条例第7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		東京都情報公開条例第7条4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		東京都情報公開条例第7条6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
26	130ページ (7) 1行目38文字目から3行目まで	東京都情報公開条例第7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		東京都情報公開条例第7条4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		東京都情報公開条例第7条6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

番号	非開示部分	根 拠	理 由
27	134ページ 第15章2(2)の見出し及び本文	東京都情報公開条例第7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		東京都情報公開条例第7条4号	旅券交付時における処理に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		東京都情報公開条例第7条6号	旅券交付時における処理に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
28	136ページ 4(3)の本文	東京都情報公開条例第7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		東京都情報公開条例第7条6号	旅券交付に係る内部手続に係る情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
29	138ページ及び139ページ 改訂年月日を除く全て	東京都情報公開条例第7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		東京都情報公開条例第7条4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		東京都情報公開条例第7条6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
30	140ページ 2(2)(ハ)の本文及び同(二)の下2行	東京都情報公開条例第7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		東京都情報公開条例第7条4号	個人情報保護及び情報開示に係る情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		東京都情報公開条例第7条6号	個人情報保護及び情報開示に係る情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
31	143ページ 11の見出し及び本文	東京都情報公開条例第7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		東京都情報公開条例第7条4号	旅券の管理に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
		東京都情報公開条例第7条6号	旅券の管理に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
32	143ページから144ページ 12(1)の3行目4文字目から20文字目まで及び12(口)の見出し及び本文から12(2)の最終行まで	東京都情報公開条例第7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		東京都情報公開条例第7条4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		東京都情報公開条例第7条6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
33	別添資料1の画像部分	東京都情報公開条例第7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		東京都情報公開条例第7条2号	個人に関する情報であり、公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため

番号	非開示部分	根 拠	理 由
34	別添資料5の資料番号を除く全て	東京都情報公開条例第7条1号	一般旅券の発給事務は、国から都道府県への法定受託事務であり、処理基準が国によって定められている。当該基準に対する開示請求については、国が非開示箇所を指定しており、これに基づき対応するよう指示されているため
		東京都情報公開条例第7条4号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、偽変造やなりすましなど、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため
		東京都情報公開条例第7条6号	旅券発給審査に関する情報であり、公にすることにより、旅券発給事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため